

# 広報 つつじ野

(昭和56年5月1日、創刊)  
つつじ野団地管理組合  
Tel. 2953-7876  
Fax. 2952-1499  
令和5年12月10日  
第944号

当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています

## 第3回大規模修繕工事(2023-2025)を成功させよう!

①令和5年度 年末大掃除お疲れさまでした ②令和6年度役員の立候補を受け付けます ③令和5年度上半期監事監査を行いました ④次期班長・次期副班長・第三候補者選出のお願い ⑤年末防犯パトロールを行います ⑥家庭内雑排水管清掃等を実施中です ⑦年明けから2街区・3街区の修繕工事が開始されます  
添付物：①上半期会計報告

## 令和5年度 年末大掃除お疲れさまでした

朝は、気温が低かったのですが天気も良く日が差し始めてから気温も上がって年末大掃除日和でした。1街区では大規模修繕工事の足場があって普段どおりの作業ができなかった部分もありましたが、自転車置き場、家の近くの草取り・落葉清掃等を行っていただきました。

皆さまのご協力により、年末大掃除は予定通り終了することができました。団地の中がきれいになり、爽やかな気持ちで新年を迎える準備ができたと思います。

今回は、事前に注意事項を広報にてお知らせしましたが、バス通り等危険な道路での作業を行っている方がいらっしゃいました。今後、安全第一ですのでこのような行為はしないようお願いします。

参加率は、以下の通りでした。

街区	戸数(戸)	参加世帯(戸)	参加人数(人)	参加率(%)	前回参加率(%)
1	359	268	372	78.6%	78.6%
2	172	132	170	74.4%	75.0%
3	155	127	170	84.5%	80.6%
4	318	248	327	78.0%	77.4%
合計	1004	775	1039	78.6%	77.9%



## 令和6年度役員の立候補を受け付けます

「次期班長、次期副班長、次期地区委員及び次期役員候補者の選出等に関する細則」に基づいて、次期役員の立候補受け付けを次の通り行ないます。

●次期役員となる理事(15名)及び監事(2名)

役員は、総務、企画、財務、施設営繕、植栽・環境、生活・防災、広報の専門部に分かれて活動を行います。詳細の活動内容は、『第43回通常総会議案書』の40ページ(令和5年度事業計画)を参照願います。

●立候補受付期間：令和5年12月16日(土)～令和6年1月31日(水)

候補者資格：次の方は、細則第8条(役員候補者資格)により立候補できません。

1. 管理費等の長期(4ヶ月以上)未納者
2. 犬猫等の飼育を禁止された動物の飼育者
3. 不法駐車常習者
4. その他の規約及び細則の違反者でその改善のみられない者

●理事は、自主管理体制の維持・継続を理解しそのために自ら活動する方、監事は、管理組合業務または会計業務等の知識のある方の立候補をお待ちしています。

## 令和5年度上半期監事監査を行いました

11月19日(日)、令和5年度上半期の監事監査(会計監査及び業務監査)が行われました。監事からは、会計書類は管理組合の財産及び収支状況を正しく示していること、また、事業計画は概ね順調に執行されているとの確認を受けました。

なお、上半期の会計報告書は本号に添付いたしましたので参照してください。



## 次期班長・次期副班長・第三候補者選出のお願い

11月26日(日)の班長会会議で「次期班長・次期副班長・第三候補者の選定」についてのお願いをしましたが、班長さんは班内で調整の上、次期班長・次期副班長及び第三候補者の選出を行い、【次期班長等選出届】に記入の上令和5年12月24日(日)までに管理組合事務所に提出してください。

① 選出方法

現班長が班内で調整の上、次期班長・次期副班長及び第三候補者の選出を行ってください。

② 選出対象

次期班長・次期副班長及び第三候補者の選出対象は、組合員から賃借している住戸も含みます。

③ 副班長

選出された次期班長が、次期地区委員又は次期役員候補者に選出されたときは、次期副班長が自動的に次期班長になります。次期班長が欠員になった時も同様です。

## 年末防犯パトロールを行います

今年も団地内の防犯と青少年の非行防止及び団地内の良好な環境を守るため、管理組合役員・地区委員・事務局で年末防犯パトロールを実施します。都合のつく方は、参加をお願いします。無事故でお正月が迎えられ様にご協力をお願いします。

●実施日：12月28日(木)、29日(金)の20時に管理組合事務所玄関前に懐中電灯を持参のうえ、集合してください。

※ 雨天の場合の中止については、集合時に決定します。

●実施内容：

- ① 公園・プレイロットの巡回



- ② 不法駐車を取り締まり
- ③ 駐車場・駐輪場・バイク置場の点検
- ④ 照明設備の不点灯等の点検
- ⑤ ゴミ集積所の点検

◇パトロール隊は、蛍光ライトチョッキを着用し赤色誘導灯・懐中電灯を持参し巡回します

## 家庭内雑排水管清掃等を実施中です

家庭内雑排水管及び受水槽清掃等を実施中です。 電話：04-2953-7876

12月	午 前		午 後	
	街区	号棟	街区	号棟
10 (日)	4	16	留守宅廻り	
12 (火)	1	33~41	1	6・14~16
13 (水)	2	14	2	15
14 (木)	4	17 (1F~4F)	4	17 (5F~8F)
15 (金)	4	34・19~20	4	21~24・28~33
16 (土)	1	22	1	23
17 (日)	留守宅廻り		留守宅廻り	
20 (水)	外部清掃			
21 (木)	外部清掃			

## 年明けから2街区・3街区の修繕工事が開始されます

1月から2街区、3月から3街区の大規模修繕工事が始まります。各住戸において足場組立作業が始まる前に準備作業を行ってください。

- ① 足場組立前に BSアンテナの取り外しをお願いします。
- ② 低層棟につきましては、物置・植栽等を工事説明会資料（P27参照）ご確認の上、事前に片付け等ご協力お願いいたします。
- ③ 足場組立・解体に伴う、該当住戸の車両移動につきましては、ご案内をお配り致しますので、移動のご協力お願いいたします。

工事着工後、工事用掲示板・KENSOウェブ・KENSO-TVにて毎日確認して頂き、洗濯物を干せる・干せないの、確認をお願いいたします。今一度、各住戸に配付した【つつじ野団地 第3回大規模修繕工事 工事の手引き】を確認してください。詳細スケジュール表も載っています。（11ページ）

修繕工事を計画どおりに無事に終了するためには、足場が築かれている間は、リフォーム工事を控えていただく必要がありますので、重ねて皆様にご理解・ご協力をお願いします。

## 理事会の議題

- 第14回理事会（12/2）：／年末大掃除の確認／年末防犯パトロール確認 他

## 理事会の予定議題

- 第15回理事会（12/16）：11月分会計報告／12月度資金運用計画/令和5年度事業計画（専門部）他

月	日付	会議・行事	日付	ゴミの収集 (火、金はもやすゴミ)
12月	16日(土)	第15回理事会	11日(月)	古紙古布
			13日(水)	ペットボトル もやさないごみ
	17日(日)	第8回法務・企画委員会 第15回長期修繕委員会 第8回緑の委員会	14日(木)	プラスチック
			18日(月)	びん・缶・乾電池
			21日(木)	プラスチック
			25日(月)	古紙古布

12月の古紙回収は、12月21日(木)です。（新聞・雑誌のみ）

正午までに、指定の場所に出してください

今月の回収日は

- 5階建・8階建にお住まいの方は、1階の階段の下
- 2階建・3階建にお住まいの方は、門の外へお出してください。

“ささえ愛つつじ野” からのお知らせ お問合せ・お申込み 090-4360-1233

正月明けから2街区、そして3月中旬より3街区において長期修繕工事が開始されます。各戸のベランダに設置されている BS アンテナについては足場組立工事前に取り外す必要があります。「ささえ愛つつじ野」では取外しを1,000円、取付け作業も1,000円で行っており、1街区においては既に60件以上の実績があります。又、ごみ処理や物置の移動(大きさや重量による)植木の伐採などのご相談にも応じます。「ささえ愛つつじ野」より順次該当する号棟の各戸にピンクの申込書を配布しますのでそれにてお申込み下さい。皆様からのご連絡をお待ちしています。



「子ども食堂」に編集後記  
「子ども食堂」に関わるようになったのは、ある方が急に都合がつかなくなって、当日の仕事ができなくなり代わりに入ったのがきっかけです。月一回の子ども食堂の前日準備の仕込みが私の役割で、そろそろ二年になります。普段はカフェを経営しているオーナーが子ども食堂のある週はカフェを休みにして、献立を考え、材料の買い出しに行き、フードバンクの提供があれば、それをもらいに行くなど事前準備をされています。地域で家庭菜園をしている方から十一月は、大根とさつま芋の寄付がありました。メニューの中に大根と柚子の漬物と辛きんとんが入っていました。今回の私の仕事は「だし巻き卵」作りでした。今月のお弁当の予約数が八十だったので、卵四十個で十四本焼きました。子どもたちは甘い方が好きなようなので、砂糖を入れたので焦げやすく、きれいな黄色に仕上げるのが難しかったです。以前私の作っただし巻き卵を食べた子供の一人が「僕は卵焼きは好きじゃないけどこの卵焼きはおいしい。」と言ってくれたそうです。子どもが喜んでくれると思うと、作り手としても嬉しいです。こういった声がボランティアを続ける力になっています。狭山市には現在十二の子ども食堂があるようです。月一回実施しているところがほとんどです。もっとたくさんの方々の場所、回数も多くと考えますが、場所・人材・食材の安定的な確保が大きな課題なのではないかと思えます  
広報 戸井田 直美

当団地では、専有部分を民泊、シェアハウス、ウィークリーマンション、独身寮等の用途に供することは規約で禁止されています。

規約を遵守し皆で住み良い団地を目指しましょう。